

株主各位

証券コード2388
令和7年12月10日
(電子提供措置の開始日令和7年12月3日)

東京都江東区南砂2丁目36-10

株式会社ウェッジホールディングス

代表取締役社長兼CEO 此下竜矢

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会につきまして、下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.wedge-hd.com>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本株主総会にご出席されない株主様におかれましては、書面にて事前に議決権行使していただきますようお願いいたします。行使期限の令和7年12月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願いいたします。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和7年12月25日（木曜日）午後1時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都江東区南砂7丁目10-14
L stay & grow 南砂町 2階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的 事項

報告事項

1. 第24期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、減収増益となりました。売上高は8億16百万円（前年同期比5.2%減）、営業損失は91百万円（前年同期は14百万円の営業損失）、経常損失は2億97百万円（前年同期は8億95百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2億26百万円（前年同期は9億42百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

売上高は当社が営むコンテンツ事業の受注状況が堅調でありましたが、前年同期はロイヤリティ収入が過去最高であり、当期も堅調ではあったもののそれには及ばなかったことから減収となりました。営業利益については主に人件費等の増加による固定費が増加したことから減益となりました。経常利益については、持分法適用関連会社が営むDigital Finance事業において保有する資産の再評価を行い、第2四半期まで取り込んでいたリゾート事業の損益を取り込んだ結果、3億60百万円の持分法による投資損失を計上することとなり2億97百万円の損失となりました。また、リゾート事業を営む持分法適用関連会社の株式を売却し関係会社株式売却益1億2百万円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2億26百万円の損失となりました。

コロナ禍からの回復基調であったリゾート事業の持分法適用関連会社の利益貢献が第3四半期以降はなくなり、Digital Finance事業を営むGroup Lease PCL.が長期にわたり訴訟対応などの費用が継続しており、今後もこの訴訟対応は数年間影響を及ぼすと考えられます。このためこの厳しい状況は中期的に継続すると認識しております。この状況を打破するため、今後とも当社並びにGroup Lease PCL.が協力して訴訟対応をすること、またリゾート事業を営む持分法適用関連会社の株式を売却して得た資金を活用することで長期的に赤字解消を目指してまいります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、令和4年の連結会計年度より「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更いたしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、従前と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

①コンテンツ事業

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における業績は、売上高7億64百万円（前年同期比7.2%減）、セグメント利益は2億15百万円（同34.1%減）となりました。これは受注状況が堅調でありましたが、前年同期は過去最高であったロイヤリティ収入が当期は減ったことによ

るものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業の当連結会計年度における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、コストコントロールを確実に進めている結果、利益を増加させました。同時に印税にあたるロイヤリティ収入が堅調に推移したこと、利益貢献を果たしております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益化して利益貢献するものと考えております。

また、中期経営計画でお知らせいたしておりますように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

②Digital Finance事業

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における売上高は17億64百万円（前年同期比53.7%減）、投資損失（注）は4億35百万円（前年同期は10億15百万円の投資損失）となりました。（注）連結損益として取り込んだ持分法による投資損失。これは当連結会計年度の持分法適用関連会社からの取扱利益を精査する過程において、主にGroup Lease PCL. が保有する資産の再評価を実施したことによるものです。

当連結会計年度におきましては、各国において、政治経済の状況を踏まえ、事業継続を行っております。同事業を行うGroup Lease PCL. やその子会社がJ Trustグループとの係争が継続している状況を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、売上高・利益ともに減少しており、訴訟対応の費用負担により厳しい状況が続いており、今後数年間は継続するものと考えております。今後は、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を目指しております。

(2) 財政状態に関する分析

① 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて1億5百万円減少し、36億84百万円となりました。

流動資産は14億68百万円増加し、29億46百万円となりました。主な内訳は、現金預金の増加11億45百万円、短期貸付金の増加4億86百万円、貸倒引当金の増加2億16百万円等であります。

固定資産は15億74百万円減少し、7億38百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の減少2百万円、無形固定資産の減少0百万円、投資その他の資産の減少15億72百万円であります。

流動負債は23百万円減少し、2億56百万円となりました。

固定負債は4百万円減少し、4億57百万円となりました。

純資産は78百万円減少し、29億70百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少2億26百万円、為替換算調整勘定の増加1億20百万円、新株予約権の増加28百万円等であります。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第21期 (令和4年9月期)	第22期 (令和5年9月期)	第23期 (令和6年9月期)	第24期 (当連結会計年度) (令和7年9月期)
売上高(千円)	682,697	765,896	860,955	816,181
経常利益又は経常損失(△)(千円)	160,976	△486,982	△895,535	△297,480
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	55,179	△513,197	△942,980	△226,643
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	1.54	△13.69	△22.21	△5.34
総資産(千円)	3,508,046	4,038,091	3,790,640	3,684,956
純資産(千円)	2,902,643	3,385,910	3,048,762	2,970,605
1株当たり純資産額(円)	81.18	79.62	70.89	68.39

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
昭和ホールディングス株式会社	5,651,394千円	53.18%	グループ会社の統括及び経営指導

② 親会社との間の取引に関する事項

イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Engine Holdings Asia PTE. LTD.	58,693千SGD	100.0%	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理
Engine Property Management Asia PTE. LTD.	19,204千SGD	100.0% (100.0%)	株式の取得・保有による子会社並びに持分法適用関連会社の管理

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合であります。

(5) 対処すべき課題

- ・東南アジアにおける事業の推進とグローバル化への対応

当社グループは、タイ王国タイ証券取引所に上場しDigital Finance事業を営むGroup Lease PCL.を持分法適用関連会社とし、東南アジアを中心にDigital Finance事業を推進しております。

また、日本国内で行っていたコンテンツ事業についても、トレーディングカードゲームをベトナム社会主義共和国においては現地の大手書店と提携し販売し、インドネシア共和国においては直営店及びフランチャイズ契約店舗で販売し、タイ王国においても現地のカードショップで販売を行うなど、東南アジアでのコンテンツ事業を展開しております。

東南アジア地域は持続的に経済成長が見込まれ、当社グループはこの地域に強いノウハウや人材、組織を保有しており、今後も積極的に東南アジア市場での事業展開を推進してまいります。

このような東南アジア地域に密着したノウハウを有する人材を今後も発掘・採用することは、当社グループにとっての今後の事業展開において重要な課題であり、現在の人的ネットワークを縦横無尽に駆使してさらに事業展開を加速させてまいります。

・継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度において、下記の事象が存在しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

連結計算書類の連結注記表8. その他の注記（追加情報）「(1) Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイ SEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

また、「(2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいる所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容（令和7年9月30日現在）

事業名称	事業内容
コンテンツ事業	①雑誌・書籍コンテンツの編集・企画・デザイン、カードゲームの企画プロデュース業務 ②商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、レコード化権、ビデオ化権、興行権、工業使用権、実用新案権その他知的財産権の取得（譲受）、利用開発、管理、使用許諾、（貸与、質貸借）及び販売（譲渡）に関する業務

(7) 企業集団の主要拠点等（令和7年9月30日現在）

当社	本社：東京都江東区
Engine Holdings Asia PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国
Engine Property Management Asia PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国

(8) 使用人の状況（令和7年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
63名	3名 増

（注） 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	3名 増	40.3歳	11年

（注） 1. 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。
2. 平均年齢は小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 主要な借入先の状況（令和7年9月30日現在）

借入先	金額
昭和ホールディングス株式会社	378,369千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和7年9月30日現在）

① 発行可能株式総数	100,842,000株
② 発行済株式の総数	42,494,478株
③ 株主数	6,793名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SIX SIS LTD.	13,134,300株	30.94%
昭和ホールディングス株式会社	10,826,100株	25.50%
前田 喜美子	596,100株	1.40%
JPモルガン証券株式会社	481,900株	1.14%
楽天証券株式会社	395,700株	0.93%
田村 結城	330,000株	0.78%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	321,323株	0.76%
新藤 浩	300,000株	0.71%
濱田 誠	274,100株	0.65%
株式会社SBI証券	260,416株	0.61%

(注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 持株比率は、自己株式(39,400株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2023年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権

①払込金額 払込を要しない

②行使価額 1株当たり166円

(1) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査等委員である取締役及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合は行使することができないものとする。ただし、当社が上記地位の喪失につき正当事由があると判断する場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社に対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、当社又は当社関係会社において、当社との間の信頼関係が喪失したものと判断されていないことを要する。

(3) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

(4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。

(5) その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社総会決議及び新株予約権の発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約で定める。

④行使期間 2025年8月2日より2032年12月25日

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く。)	4,000個	普通株式400,000株	4名
監査等委員である取締役	990個	普通株式99,000株	3名

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（令和7年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	此下竜矢	昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL.取締役Deputy CEO
取締役	田代宗雄	GL Finance PLC.取締役 Thanaban Co.,Ltd.取締役
代表取締役	庄司友彦	昭和ホールディングス株式会社 代表取締役COO兼CFO
常務取締役	菅原達之	当社コンテンツ事業管掌
取締役（監査等委員）	近藤健太	山根法律総合事務所所属弁護士
取締役（監査等委員）	佐藤一石	昭和ゴム株式会社監査役 株式会社ルーセント監査役
取締役（監査等委員）	大徳哲雄	—

- (注) 1. 取締役近藤健太氏、取締役佐藤一石氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役近藤健太氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める、独立役員の要件を満たしております。
3. 取締役近藤健太氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 取締役佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5. 当社監査等委員会の各委員は、当社の重要会議への出席が認められており、実際当該会議への出席を通じて情報収集を行っております。また、それら会議の事務局が、監査等委員会の職務を補助するものとなり、監査の実効性と効率を高めるよう努めております。これらの事情を含め、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。

- ② 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等

イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（ストック・オプション）につきましては、令和6年12月25日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監査が働く仕組みとなっております。取締役の個人別の決定方針については、取締役会で代表取締役社長に委任する方針を決定しております。各取締役（監査等委員を除く。）の報酬（賞与及びストック・オプション）額は、取締役の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。又、当社におきましては、役員退職慰労金はございません。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が算定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

具体的な取締役の報酬につきましては役員報酬の総額を極力抑えたうえで、代表取締役社長兼CEO以下竜矢に委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長兼CEOは当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域を踏まえ、取締役の個人別の報酬の算定方法及び各取締役の職責の評価をするのに最も適切な者であると考えるためであります。

ロ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬（ストック・オプション）につきましては、令和6年12月25日の株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額100,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額22,500千円以内、ストック・オプションは取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員である取締役あわせて年額122,500千円以内としております。当該株主総会決議に係る会社役員の員数は、取締役（監査等委員を除く。）4名、監査等委員である取締役3名であります。

ハ) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）（うち社外取締役）	32,740 (-)	26,840 (-)	5,900 (-)	— (-)	4 (-)
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	7,500 (7,200)	6,600 (6,600)	900 (600)	— (-)	3 (2)

受注状況やロイヤリティ収入が堅調に推移したことにより業績連動報酬等として取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役に対し賞与を支給しております。各取締役の報酬額は、取締役の一任を受けた代表取締役社長が各取締役の当社の業績や運営への貢献に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査等委員である取締役近藤健太氏は山根法律総合事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役佐藤一石氏は昭和ゴム株式会社、株式会社ルーセントの監査役であります。当社と兼職先は兄弟会社の関係にあります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

活動状況	
取締役（監査等委員） 近藤健太	当事業年度において開催された取締役会13回の内13回に出席し、監査等委員会12回の内12回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐藤一石	当事業年度において開催された取締役会13回の内13回に出席し、監査等委員会12回の内12回に出席致しました。取締役会及び監査等委員会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称

監査法人アリア

- ② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	18,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を確認し、審議した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

- ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講ぜられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて全面改定いたしました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 役職員の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門が定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施する。
 - ハ. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
 - 二. 子会社の取締役・使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規程を見直し再策定する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理担当役員を置き、リスク管理部門がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - ロ. 各事業部門(子会社含む。)は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。それぞれの長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその業績の評価方法を明らかにする。
 - ロ. 事業部制等を採用し、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。
 - ハ. 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については臨時取締役会を開催して意思決定を行う。
 - ニ. 関係会社管理規定を定め、子会社の意思決定プロセスを明確にするとともに、重要な事項については当社へ報告のうえ、決裁を受けることとする。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - グループ会社に対して、定期的な経営状況の報告、重要決定事項についての事前協議、グループ会社を担当する役員および管理部門の責任者から子会社の業務執行の状況の報告を行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ロ. 担当部門を設置して、子会社管理規程を再検討し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ハ. リスク管理部門は、グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築し、運用する。
 - ニ. 適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査担当部門による監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - 監査等委員会を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助すべき使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社および子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役会の他、重要会議への監査等委員の出席、業務の状況を担当部門より監査等委員会へ定期的に報告する。
- ロ. 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
- ハ. 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- ニ. 子会社を担当する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する子会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑪ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑫ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑬ リスク管理体制の整備状況

当社グループは、経営環境が大きく変化する中で、継続的に企業価値を最大化するために、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応することが重要であると認識しております。当社ではリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を与える可能性のあるリスク事項の把握および対策の検討と実施促進を行ってまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を13回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改定し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

② リスク管理体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令、社内規定及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、また、リスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的にリスク管理体制を整備しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

第24期におきましては、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、定期的に開催している幹部社員の会議またはメール等によるコンプライアンスに関する情報伝達共有を実施し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めました。また、内部統制システムの運用上新たに検出された問題点等については、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止の取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、第24期における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,946,180	流動負債	256,737
現金及び預金	1,657,300	支払手形及び買掛金	23,168
受取手形及び売掛金	111,205	短期借入金	2,897
商品	60,069	未払費用	156,698
仕掛け品	20,627	未払法人税等	25,629
短期貸付金	1,479,934	未払消費税等	10,986
その他の	119,445	その他の	37,357
貸倒引当金	△502,403	固定負債	457,613
		長期借入金	50,079
		関係会社長期借入金	378,369
固定資産	738,775	その他の	29,164
有形固定資産	4,862	負債合計	714,350
建物付属設備	4,779	純資産の部	
工具器具備品	83	株主資本	3,428,423
無形固定資産	494	資本金	4,378,237
ソフトウェア	494	資本剰余金	6,488,816
投資その他の資産	733,418	利益剰余金	△7,397,669
関係会社株式	742,820	自己株式	△40,961
長期貸付金	0	その他の包括利益累計額	△525,076
破産更生債権等	4,431	その他有価証券評価差額金	18,946
その他の	246,125	為替換算調整勘定	△544,022
貸倒引当金	△259,958	新株予約権	67,257
資産合計	3,684,956	純資産合計	2,970,605
		負債及び純資産合計	3,684,956

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	816,181
売 上 原 価	532,698
売 上 総 利 益	283,483
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	374,767
當 業 損 失	91,283
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	48,547
為 替 差 益	97,633
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	41,345
そ の 他	10,265
	197,792
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	16,747
株 式 交 付 費	60
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25,099
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	360,416
そ の 他	1,665
	403,988
經 常 損 失	297,480
特 別 利 益	
関 係 会 社 売 却 益	102,433
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,399
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	196,446
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,945
法 人 税 等 調 整 額	1,251
当 期 純 損 失	30,196
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	226,643
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	—
	226,643

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和6年10月1日 残高	4,378,237	6,488,816	△7,171,026	△40,961	3,655,066
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△226,643		△226,643
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△226,643	—	△226,643
令和7年9月30日 残高	4,378,237	6,488,816	△7,397,669	△40,961	3,428,423

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
令和6年10月1日 残高	19,436	△664,974	△645,537	39,233	3,048,762
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△226,643
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△490	120,951	120,461	28,023	148,485
連結会計年度中の変動額合計	△490	120,951	120,461	28,023	△78,157
令和7年9月30日 残高	18,946	△544,022	△525,076	67,257	2,970,605

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数
 - ・主要な連結子会社の名称

5社

Engine Holdings Asia PTE. LTD.
Engine Property Management Asia PTE. LTD.
Brain Navi (Thailand) Co.,Ltd.
樹想新社株式会社
Showa Brain Navi Vietnam Co.,Ltd.

- ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.

合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用関連会社の状況
 - ・持分法適用関連会社の数
 - ・持分法適用関連会社の名称

7社

Group Lease PCL.
Thanaban Co.,Ltd.
GL Leasing (Lao) Co.,Ltd.
BG Microfinance Myanmar Co.,Ltd.
GL-AMMK Co.,Ltd.
Comfort Services Development Co.,Ltd.
Commercial Credit and Finance PLC

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「G L」という。）の子会社GL Finance PLC.（以下、「G L F」）は、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、G L Fでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。このため、当連結会計年度においては、G Lとの有効な支配従属関係が喪失されたことから、当連結会計年度の期首からG L Fを持分法の適用範囲から除外しております。また、2025年4月29日付けで持分法適用関連会社であるEngine Property Management Asia Co., Ltd.（以下、「E P M A」という。）及びP. P. Coral Resort Co., Ltd.（以下、「P P C」という。）の株式を譲渡しております。これにより、当連結会計年度の中間連結会計期間の期首からE P M A及びP P Cを持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・当該会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

Sanwa Sports Promotions PTE. LTD.

Sanwa Asia Links Co.,Ltd.

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Engine Holdings Asia PTE.LTD.	12月31日
Engine Property Management Asia PTE.LTD.	12月31日
Brain Navi (Thailand) Co.,Ltd.	12月31日
Showa Brain Navi Vietnam Co.,Ltd.	12月31日

(注) これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物付属設備 | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～6年 |

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

イ. 勘定科目名および当連結会計年度計上額

勘定科目	当連結会計年度計上額
関係会社株式	742,820千円

ロ. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

持分法適用関連会社に対する投資（関係会社株式）の評価については、投資先の財務内容や今後の見通しなど、現時点で入手可能な情報に基づき最善の見積りをしております。このうち、持分法適用関連会社であるGroup Lease PCLへの投資については、後述（8. その他の注記（追加情報））に記載のとおり、その子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. が保有していた貸付債権等に関連したタイ法務局特別捜査局の調査の進展やJTRUST ASIA PTE. LTD.との訴訟の進展次第で、投資の回収可能価額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,608千円
- (2) 偶発債務
(訴訟事件)
8. その他の注記（追加情報）の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載の事項をご参照ください。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	42,494,478	—	—	42,494,478

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	39,400	—	—	39,400

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 499,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達については主に銀行借入やグループファイナンスにより行い、必要に応じてエクイティファイナンスも行う方針です。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブはリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社株式及び貸付金は、投融資先の業績変動リスク、為替変動リスクのほか、海外展開先のカントリーリスクなど各種のリスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。関係会社借入金は、グループファイナンスによる借入金であります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各社の主管部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 投融資先の業績変動リスク及び為替変動リスク等の管理

関係会社株式及び貸付金については、定期的に投融資先の財務等の状況、為替等の変動を把握し、継続的にモニタリングする方法により、リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品等は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関係会社長期借入金	378,369	370,594	△7,774
負債計	378,369	370,594	△7,774

(*1) 現金・預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、関係会社短期借入金、未払法人税等は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することなどから、記載を省略しております。

(*2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額742,820千円）は、市場価格がないため時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

1. 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計（千円）
関係会社長期借入金	—	370,594	—	370,594
負債計	—	370,594	—	370,594

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 68円39銭
(2) 1株当たり当期純損失 5円34銭

7. 収益認識に関する注記

- (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	816,181
その他の収益	—
合計	816,181

- (2)収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の⑤重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3)顧客との契約から生じた債権等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	107,282
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	111,205

8. その他の注記

(追加情報)

- (1) Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイ SEC 指摘 GLH 融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社である Group Lease PCL. (以下、「GL」という。) の子会社であった Group Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中) が保有していた貸付債権等 (以下、「GLH 融資取引」という。) に関する、GL は、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会 (以下、「タイ SEC」という。) から GL 元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイ SEC 指摘 GLH 融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局 (以下、「タイDSI」という。) による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイ SEC の指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の「JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイ SEC 指摘 GLH 融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイDSIの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有する GL 持分法投資 (当連結会計年度末の株式簿価7億円) の評価等に影響が生じる可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

- (2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社である GL が発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であった JTRUST ASIA PTE. LTD. (以下、「JTA」という。) は、GL がタイ SEC から2017年10月16日及び同月19日に GL 元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国等において当社グループに対して各種の訴訟を提起しており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

① J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2018年1月9日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しております。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E HA) 暫定的資産凍結命令申立訴訟

1. 訴訟提起日	2020年10月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E HA) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE HAに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポールにおいて、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5. 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE. LTD.（以下、「EHA」という。）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計2億1千万米ドル、及びGL株の購入他5億27百万タイバーツ）について、GLHが他の被告と共に謀り、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAは、シンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAが当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd.に対し此下益司氏及びGLの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAが24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd.※に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

※実質的に当社親会社である昭和ホールディングス株式会社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aがシンガポール共和国高等法院にて、G L H他此下益司氏及び4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、J T Aの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、J T Aは、G L H他此下益司氏及び他4社に対し、J T Aが行った投資（1億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、G L Hに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
5. 訴訟の進展	G L H他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、G L H及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、G L Hは2023年4月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びG L としましては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社G L の連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (G L H他) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは上記のホ) (G L H他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息（年利5.33%）並びに訴訟費用30,000SGドルの支払い判決を受け、シンガポール高等裁判所にて、2023年4月12日に、G L Hに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がG L Hの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、G L Hの清算手続きが進められております。これに対して、G L Hは、G L Hの債権者として、同手続きに異議を申し立てるとともに、G L Hの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (G L) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してG Lの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立を棄却しました。J T Aの控訴については、2025年2月10日、特別事件控訴裁判所(CASC)にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はG Lより、J T Aがタイ中央破産裁判所に対して、G Lの破産と臨時管財人を選任し、G L取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年4月22日にJ T Aのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同4月30日に裁判所が当該J T Aによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所はJ T Aの申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。J T Aによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後G Lが被った損害に対して補償を追加して、追及していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追及をしてまいります。

チ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2025年6月27日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは、上記のイ) (G L) 損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びG L関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2025年6月27日にタイ王国民事裁判所においてG Lに対し、第2回投資の元本1億3千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ(約288億円)を求め、係争となっております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

②当社グループの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、GL及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいる所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

(3) GL Finance PLC.のファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社のGLは、GLの連結子会社であったGL Finance PLC.（以下、GLF）が2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、GLFでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性がありますが、情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定的な数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響が判明した場合には、適時適切に公表してまいる所存です。

貸 借 対 照 表

(令和7年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,309,740	流 動 負 債	113,279
現 金 及 び 預 金	1,357,721	買 掛 金	6,527
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	81,995	未 払 金	19,246
仕 掛 品	20,627	未 払 法 人 税 等	25,506
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	3,212,275	そ の 他	61,999
そ の 他	298,217	固 定 負 債	378,369
貸 倒 引 当 金	△1,661,098	関 係 会 社 長 期 借 入 金	378,369
		負 債 合 計	491,648
固 定 資 産	33,567	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	4,862	株 主 資 本	2,784,401
建 物 付 属 設 備	4,779	資 本 金	4,378,237
工 具 器 具 備 品	83	資 本 剰 余 金	4,100,836
無 形 固 定 資 産	247	資 本 準 備 金	3,900,940
ソ フ ト ウ ェ ア	247	そ の 他 資 本 剰 余 金	199,896
投 資 そ の 他 の 資 産	28,456	利 益 剰 余 金	△5,642,271
関 係 会 社 株 式	10,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,642,271
破 産 更 生 債 権	4,431	繰 越 利 益 剰 余 金	△5,642,271
敷 金 及 び 保 証 金	18,446	自 己 株 式	△52,401
そ の 他	112,292	新 株 予 約 権	67,257
貸 倒 引 当 金	△116,713	純 資 産 合 計	2,851,659
資 産 合 計	3,343,307	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,343,307

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	715,982
売 上 原 価	449,642
売 上 総 利 益	266,339
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	294,654
營 業 損 失	28,315
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	23,965
雜 収 入	6,768
為 替 差 益	66,477
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,717
當 業 外 費 用	98,927
支 払 利 息	11,561
株 式 交 付 費	60
そ の 他	1,664
經 常 利 益	13,285
特 別 損 失	57,328
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	141,000
稅 引 前 当 期 純 損 失	83,672
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	29,050
當 期 純 損 失	112,722

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年10月1日から)
(令和7年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
令和6年10月1日 残高	4,378,237	3,900,940	199,896	4,100,836	△5,529,549	△5,529,549
事業年度中の変動額						
当 期 純 損 失					△112,722	△112,722
株主資本以外の項目の事業年度中変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△112,722	△112,722
令和7年9月30日 残高	4,378,237	3,900,940	199,896	4,100,836	△5,642,271	△5,642,271

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
令和6年10月1日 残高	△52,401	2,897,124	39,233	2,936,357
事業年度中の変動額				
当 期 純 損 失		△112,722		△112,722
株主資本以外の項目の事業年度中変動額(純額)			28,023	28,023
事業年度中の変動額合計	—	△112,722	28,023	△84,698
令和7年9月30日 残高	△52,401	2,784,401	67,257	2,851,659

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法及び定額法

耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社短期貸付金の回収可能性

イ. 勘定科目名および当事業年度計上額

勘定科目	当事業年度計上額
関係会社短期貸付金	3,212,275千円
貸倒引当金	△1,661,098千円

ロ. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社短期貸付金は主にEngine Holdings Asia PTE, LTD.に対する貸付金であり、財務内容等に基づく弁済能力を評価して、貸倒引当金の計上の要否を検討しております。同社が保有するG L株式などの評価に悪影響を及ぼす事態が生じた場合、貸付金の回収可能額の見積りに悪影響を及ぼす可能性があり、その場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性がございます。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	148,153千円
長期金銭債権	106,000千円
短期金銭債務	41,443千円

取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	一千円
--------	-----

(2) 偶発債務

JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地：シンガポール共和国、代表者の役職・氏名：代表取締役 藤澤信義) は、2021年6月21日、当社及び当社親会社昭和ホールディングス株式会社並びに親会社の筆頭株主A.P.F. Group Co., Ltd.に対し、此下益司氏及びGroup Lease PCL.の詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、現在係争中であります。

上記訴訟は不当なもので、当社といたしましては、法律顧問と相談し、当社の正当性を主張してまいります。

(3) 減価償却累計額	2,322千円
-------------	---------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（売上原価）	8,168千円
営業取引（販売費及び一般管理費）	7,125千円
営業取引以外	38,400千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	39,400	—	—	39,400
合 計	39,400	—	—	39,400

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因是、貸倒引当金超過額、関係会社株式評価損、繰越欠損金、認定利息等であります。

なお、繰延税金資産については、同額の評価性引当額を計上しているため、貸借対照表には計上していません。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等(人)	事業上の関係				
親会社	昭和ホールディングス株式会社	被所有直接53.18	2	株式の保有	経営指導料の支払い(注1)	33,600	未払金	3,480
					長期資金の借入(注2)	—	関係会社長期借入金	378,369
					利息の支払(注2)	11,351	未払利息	39,923
					資金の貸付及び回収(注2)	—	関係会社短期貸付金(注3)	388,000
					利息の受取(注2)	11,639	未収利息	28,394
子会社	Engine Holdings Asia PTE. LTD.	所有直接100.00	1	株式の保有	資金の回収	1,613,932	関係会社短期貸付金(注4)	2,161,886
					経費の立替	42,776	立替金(注4)	42,776
					—	—	未収利息(注4)	98,168
子会社	Showa Brain Navi Vietnam Co.,Ltd.	所有直接100.00	—	株式の保有	商品の販売	36,775	長期未収入金(注4)	106,000
					資金の貸付(注2)	16,557	関係会社短期貸付金(注4)	14,889
					資金の回収	17,398		
					経費の立替	1,157	立替金(注4)	1,157
					利息の受取(注2)	485	未収利息(注4)	205
子会社	Engine Property Management Asia PTE. LTD.	所有間接100.00	—	株式の保有	経費の立替	7,806	立替金(注4)	7,806
関連会社	Group Lease PCL.	所有間接33.8	1	株式の保有	経費の立替	76,022	立替金(注4)	76,022
親会社の子会社	株式会社ルーセントアスリートワークス	—	—	親会社の子会社	資金の回収(注2)	34,870	関係会社長期貸付金(注4)	—
親会社の子会社	株式会社日本橋本町菓子処	—	—	親会社の子会社	資金の貸付(注2)	589,000	関係会社短期貸付金(注4)	647,500
					資金の回収(注2)	86,000		

上記のうち取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。
- (注2) 資金の貸付及び資金の借入については、貸付期間及び借入期間並びに財務状況を勘案し取引条件を決定しております。
- (注3) 昭和ホールディングス株式会社の関係会社短期貸付金は、担保として同社連結子会社4社の株式に質権設定をしております。
- (注4) 貸倒引当金を1,767,098千円計上しております。当期は139,282千円を繰入しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 65円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円66銭 |

連結計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	吉澤 将弘
業務執行社員	公認会計士	萩原 真治

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

連結注記表8. その他の注記－追加情報 ((1) Group Lease Holdings PTE.LTD. が保有していたタイ SEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について) に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。) の子会社であったGroup Lease Holdings PTE.LTD. (清算手続中) が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。) に関する、GLは2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。) からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、連結注記表8. その他の注記－追加情報 ((2) JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について) に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。これに対しGLは、GLHの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めている。さらに、連結注記表8. その他の注記－追加情報 ((3) GL Finance PLCのファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について) に記載されているとおり、GL子会社でカンボジアにてファイナンス事業を営んでいるGL Finance PLC(以下、GLF) が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続が進められている。

上記のタイD S Iの調査、関連する訴訟、G L H清算手続と関連するG L担保権の実現措置の展開、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するG L持分法投資（当連結会計年度末の関係会社株式簿価7億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映されていない。

当監査法人は、これらのタイS E C指摘G L H融資取引に関する影響含めG L持分法投の評価等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額的重要性はあるがG L持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、当連結会計年度の連結計算書類について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

連結連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載した事項について、当監査法人は、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。したがつて、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかつた。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に関する監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	吉澤 将弘
業務執行社員	公認会計士	萩原 真治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェッジホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表3. 貸借対照表に関する注記(2)（偶発債務）に記載のとおり、会社は、JTRUST ASIA PTE. LTD. から24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行ふ。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果に付き以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方針で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年11月26日

株式会社ウェッジホールディングス 監査等委員会

社外監査等委員 近藤 健太 印
社外監査等委員 佐藤 一石 印
監査等委員 大徳 哲雄 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	此　下　竜　矢 (昭和47年3月22日生)	平成18年 United Securities PCL. CEO 平成20年6月 昭和ゴム株式会社（現 昭和ホールディングス株式会社）代表取締役CEO 平成22年8月 明日香食品株式会社代表取締役 平成23年4月 Group Lease PCL. 取締役 平成23年7月 明日香食品株式会社代表取締役社長（現任） 平成23年8月 当社代表取締役会長 平成25年10月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 平成30年2月 Group Lease PCL. 取締役CEO 平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO（現任） 令和2年10月 Group Lease PCL. 取締役 Deputy CEO（現任） (重要な兼職の状況) 昭和ホールディングス株式会社代表取締役社長兼CEO 明日香食品株式会社代表取締役社長 Group Lease PCL. 取締役 Deputy CEO	26,000株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	田代宗雄 (昭和47年9月16日生)	<p>平成19年12月 当社代表取締役専務</p> <p>平成20年5月 当社代表取締役社長</p> <p>平成21年2月 Engine Holdings Asia Pte.Ltd. 取締役（現任）</p> <p>平成21年4月 Group Lease PCL.取締役</p> <p>平成23年7月 明日香食品株式会社取締役</p> <p>平成25年10月 当社取締役（現任）</p> <p>平成26年7月 Thanaban Co.,Ltd.取締役（現任）</p> <p>平成26年7月 GL Finance PLC.取締役（現任）</p> <p>平成26年8月 GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. 取締役（現任）</p> <p>平成28年12月 Group Lease PCL.取締役C00 (重要な兼職の状況)</p> <p>Thanaban Co.,Ltd.取締役</p> <p>GL Finance PLC.取締役</p>	50,000株
3	庄司友彦 (昭和45年4月28日生)	<p>平成13年6月 株式会社イーネット・ジャパン監査役</p> <p>平成16年6月 株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長</p> <p>平成18年5月 株式会社WAVE取締役</p> <p>平成21年1月 新東京シティ証券株式会社取締役C00</p> <p>平成21年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当</p> <p>平成21年10月 昭和ゴム技術開発株式会社取締役</p> <p>平成22年6月 明日香食品株式会社取締役（現任）</p> <p>平成23年8月 当社取締役</p> <p>平成24年1月 昭和ゴム株式会社取締役（現任）</p> <p>平成28年6月 昭和ホールディングス株式会社取締役総務・財務担当</p> <p>平成30年2月 当社代表取締役（現任）</p> <p>平成30年4月 Group Lease PCL.取締役</p> <p>平成30年6月 昭和ホールディングス株式会社代表取締役C00兼CFO（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>昭和ホールディングス株式会社代表取締役C00兼CFO</p>	20,000株
4	菅原達之 (昭和51年1月20日生)	<p>平成22年1月 当社執行役員</p> <p>平成24年10月 当社ユニコン事業部GM</p> <p>令和元年10月 当社ユニコン・ホビーカンパニー社長（現任）</p> <p>令和3年12月 当社取締役</p> <p>令和5年12月 当社常務取締役（現任）</p>	一株

(注1) 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 此下童矢氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）であります。

庄司友彦氏は、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社の代表取締役C00（最高執行責任者）兼CFO（最高財務責任者）であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

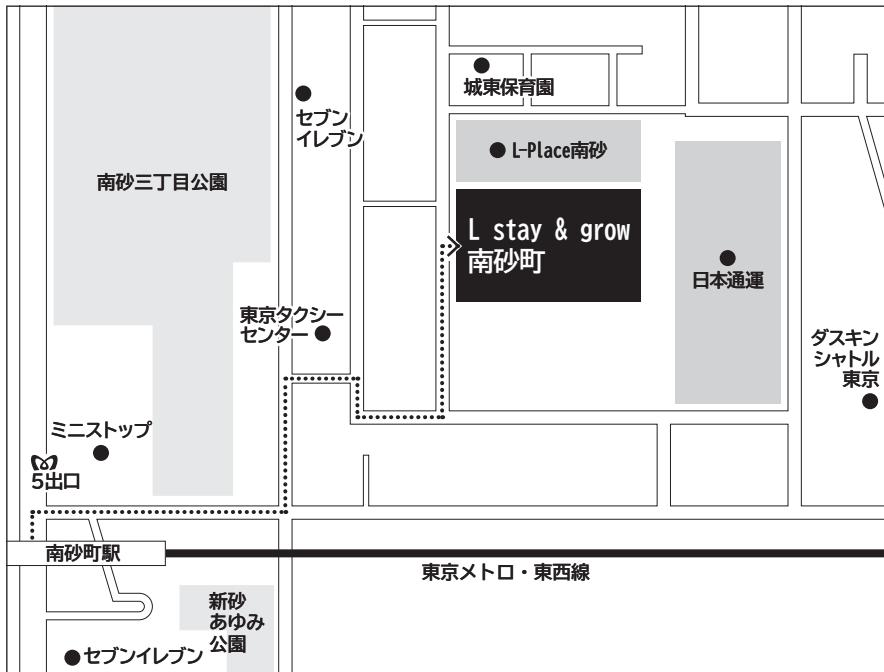
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式の数
1	近藤健太 (昭和44年12月21日生)	平成8年4月 弁護士登録 平成8年4月 山根法律総合事務所入所（現任） 平成14年12月 当社監査役 平成27年12月 当社監査等委員である取締役（現任）		-株
2	佐藤一石 (昭和25年2月13日生)	昭和48年4月 昭和ゴム株式会社（現 昭和ホールディングス株式会社）入社 平成17年6月 同社取締役総務部長 平成21年10月 昭和ゴム株式会社監査役 平成23年8月 当社監査役 平成28年11月 昭和ゴム株式会社監査役（現任） 平成30年2月 当社監査等委員である取締役（現任） 令和4年2月 株式会社ルーセント監査役（現任） (重要な兼職の状況) 昭和ゴム株式会社 監査役 株式会社ルーセント 監査役		-株
3	大德哲雄 (昭和29年10月26日生)	昭和53年4月 株式会社みのり書房入社 昭和63年12月 株式会社樹想社代表取締役 平成28年12月 当社取締役 平成31年2月 当社監査等委員である一時取締役 令和元年12月 当社監査等委員である取締役（現任）		1,000株

- (注1) 各候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
- (注2) 近藤健太氏は、社外取締役（独立役員）の候補者であります。
- (注3) 近藤健太氏は、弁護士であり監査役の経験が長く、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。
- (注4) 近藤健太氏は、弁護士の資格を持ち、国内外他企業との提携や企業再編案件での経営判断において高度な法律面からのアドバイスを期待しております。なお、近藤健太氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断しております。
- (注5) 近藤健太氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- (注6) 佐藤一石氏は、社外取締役の候補者であります。
- (注7) 佐藤一石氏は、経営者として長年の業務経験により、経営判断において多面的なアドバイスを期待しております。この経営者としての長年の業務経験により監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。
- (注8) 佐藤一石氏は、当社と親会社を同じくする昭和ゴム株式会社、株式会社ルーセントの監査役であります。
- (注9) 佐藤一石氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって7年10ヶ月となります。
- (注10) 大德哲雄氏は、経営者として長年の業務経験により、監査等委員である取締役としての業務を遂行していただけると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都江東区南砂7丁目10-14
L stay & grow 南砂町 2階



<会場までの交通機関>

- ・東京メトロ東西線 南砂町駅 5出口より徒歩約7分

※ 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。